第十一条の二第二項及び第三項を次のように改める。

2　法第五条第五項において準用する同条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、特定有価証券の発行者が次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書とする。

一　内国投資証券　第七号の三様式

二　外国投資証券　第八号様式

三　特定内国資産流動化証券　第八号の二様式

四　特定外国資産流動化証券　第八号の三様式

3　第一項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち前項に規定するものを提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第五項において準用する同条第三項の規定により、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書を作成することができる。

一　内国投資証券　第四号の三の二様式

二　外国投資証券　第四号の四の二様式

三　特定内国資産流動化証券　第五号の二の二様式

四　特定外国資産流動化証券　第五号の三の二様式

第十一条の三第一項を次のように改める。

法第五条第五項において準用する同条第四項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第五項において準用する同条第四項の規定により、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書を作成することができる。

一　内国投資証券　第四号の三の三様式

二　外国投資証券　第五号様式

三　特定内国資産流動化証券　第五号の二の三様式

四　特定外国資産流動化証券　第五号の三の三様式

第十一条の三第三項及び第四項を次のように改める。

3　法第五条第五項において準用する同条第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の発行者が、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書とする。

一　内国投資証券　第七号の三様式

二　外国投資証券　第八号様式

三　特定内国資産流動化証券　第八号の二様式

四　特定外国資産流動化証券　第八号の三様式

4　法第五条第五項において準用する同条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一　内国投資証券又は外国投資証券　有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている内国投資証券若しくは外国投資証券（特定上場特定有価証券を除く。以下この号において「上場投資証券」という。）又は認可金融商品取引業協会（法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）に店頭売買有価証券（同条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。）として登録されている内国投資証券若しくは外国投資証券（特定店頭売買特定有価証券を除く。以下この号において「店頭登録投資証券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかに該当すること。

イ　上場日等（当該者の発行する内国投資証券又は外国投資証券が、上場投資証券である場合にあっては法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券に該当することとなった日、店頭登録投資証券である場合にあっては法第二十四条第五項において準用する同条第一項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券に該当することとなった日をいう。以下この号において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済内国投資証券又は外国投資証券について、当該有価証券届出書の提出日の六月前の日から提出日の前日までの間のいずれかの日（以下この号において「算定基準日」という。）以前三年間の金融商品市場（法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下このイにおいて同じ。）における売買金額又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下このイ及びロにおいて「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（金融商品市場における時価総額又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額をいう。以下この号において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。ニにおいて同じ。）が百億円以上であること。

ロ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済内国投資証券又は外国投資証券について、算定基準日以前二年間の売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、二年平均時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における時価総額の合計を二で除して得た額をいう。ニにおいて同じ。）が百億円以上であること。

ハ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済内国投資証券又は外国投資証券について、算定基準日以前一年間の売買金額が百億円以上であり、かつ、基準時時価総額（当該算定基準日における時価総額をいう。ニにおいて同じ。）が百億円以上であること。

ニ　当該者の発行済内国投資証券又は外国投資証券について、三年平均時価総額（上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合には二年平均時価総額、上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には基準時時価総額）が二百五十億円以上であること。

ホ　当該有価証券届出書の提出日以前五年間において、当該者が本邦においてその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された内国投資証券又は外国投資証券の発行価額又は売出価額の総額が百億円以上であること。

二　特定内国資産流動化証券又は特定外国資産流動化証券　有価証券届出書の提出日以前五年間において、当該有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦においてその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された内国資産流動化証券又は特定外国資産流動化証券の発行価額又は売出価額の総額が百億円以上であること。

第十二条第一項中「次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類」を「次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類」に改め、同項第一号中「の場合」を削り、「及び第四号の三の三様式」を「、第四号の三の三様式、第五号の二の二様式及び第五号の二の三様式」に、「有価証券届出書を除く。）」を「有価証券届出書を除く。）　次に掲げる書類」に改め、同号ロ中「又は」を「若しくは」に改め、「当該組合員総会の議事録の写し」の下に「又はこれらに類する書面」を加え、同項第二号中「第四号の三の二様式」の下に「及び第五号の二の二様式」を加え、「作成された有価証券届出書」を「作成された有価証券届出書　次に掲げる書類」に改め、同項第三号及び第六号中「作成された有価証券届出書」を「作成された有価証券届出書　次に掲げる書類」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第四号の四の二様式」の下に「及び第五号の三の二様式」を加え、「作成された有価証券届出書」を「作成された有価証券届出書　次に掲げる書類」に改め、同号ハ中「からニまで」を「からホまで」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「の場合」を削り、「及び第五号様式」を「、第五号様式、第五号の三の二様式及び第五号の三の三様式」に、「を除く。）」を「を除く。）　次に掲げる書類」に改め、同号に次のように加える。

ホ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面